

4 - 6 生活衛生

(1) 環境衛生・薬務事業

1. 環境衛生

(1) 住宅宿泊事業（民泊）

住宅宿泊事業（民泊）について、届出の受理、現地調査、指導等を適切に行い、事業の適正な運営の確保を図ります。また、違法民泊に対して適切に指導を行います。

(2) 環境衛生関係営業施設監視指導

健康的な生活環境を確保するためには、多人数が集合し、あるいは利用する施設の衛生水準を向上させることが、個人の居住環境の衛生の向上と併せて重要です。このような見地から、旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所等市民の日常生活に密接な関わりのある施設に対して法令等に基づく監視指導を行い、施設の衛生水準の向上を図ります。



高層建築物における高置水槽の立入検査

<監視指導件数>

(令和6年度)

区分	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理・美容所	クリーニング	温泉	墓地等
施設数	9,107	474	218	97	6,341	1,115	23	839
監視指導件数	2,567	413	264	77	1,323	451	29	10
科学的監視指導件数	930	228	219	60	381	28	14	—

(3) 家庭用品衛生対策

家庭用品による健康被害を防止するため、家庭用品の製造業者、輸入業者及び販売業者に対する立入指導を行うとともに、試験検査を実施します。また、市民に対して家庭用品に関する衛生知識の普及啓発を行っています。

(4) 建築物等衛生指導

近年の建築物は、高層化、気密化しており、維持管理が適切でない場合の影響はきわめて大きくなっています。また、飲料水を供給する受水槽等の給水設備も、管理の徹底を図ることが重要です。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める特定建築物の立入指導を行うとともに、衛生知識の普及啓発を図ります。

また、「水道法」に定める専用水道、簡易専用水道等の立入指導を行います。

さらに、法的規制のない小規模貯水槽水道の指導を効率的に行うため、平成20年度から清掃実施報告制度を導入しています。

<建築物等衛生指導件数>

(令和6年度)

区分	特定建築物	簡易専用水道	専用水道	小規模貯水槽水道
施設数	1,475	5,120	110	—
指導件数	557	430	76	343

(5) 住居衛生対策

建材や家具から発生するホルムアルデヒド等によるシックハウス症候群、室内で発生するダニによるアレルギーなど、居住環境に起因する健康被害が問題となっています。

そこで、より快適な居住環境を求める市民ニーズに応えるため、住居衛生に関する相談、啓発用資材を活用した普及啓発などを行います。

(6) ネズミ昆虫等対策事業

ネズミ昆虫等による健康被害を防止するとともに、健康的で快適な生活環境及び地域環境づくりを推進するため、地域住民活動の指導育成、ネズミ昆虫等に関する相談指導、普及啓発などを行います。

<ネズミ昆虫等相談指導件数>

(令和6年度)

相談指導件数	内 訳					
	ネズミ	ゴキブリ	ハチ	ダニ	アタマジラミ	その他
1,549	137	70	797	36	10	499

(7) 浄化槽の指導

浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を確保することにより、河川等の公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは重要です。

そのため、浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者等に対して指導を行います。

(8) プールの衛生指導

プール施設の多様化、温水プールの普及に伴うプール利用の通年化などにより、プールの指導は重要となっています。プールに起因する事故及び感染症の発生を防止し、市民が安全で快適にプールを利用できるようにするために、愛知県プール条例に基づく衛生管理等の周知に努め、各施設の自主管理体制の確立を重点に立入指導を行います。

2. 薬務事業

(1) 薬事

医薬品や医療機器等は、市民の保健衛生上重要なものであり、その品質、有効性及び安全性の確保を目的として、薬局・医薬品販売業・医療機器販売貸与業等の監視指導を実施します。

また、医薬品等に関する情報を収集・提供するとともに、市民からの相談等に対して適切に対応します。

<立入検査実績>

(令和6年度)

区分	総数	薬局	薬局製剤製造業・薬局製剤製造販売業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器等販売業・貸与業	管理医療機器販売業・貸与業
施設数	16,862	1,294	140	561	2	1,960	12,905
立入検査施設数	1,342	440	15	223	-	410	254

(2) 毒物劇物

毒物や劇物は、私たちの周りの様々な分野で用いられ、利用価値の高いものですが、事件や事故が発生すると、市民に重大な保健衛生上の危害を及ぼすおそれがあります。毒物劇物について保健衛生上必要な取締りをするため、毒物劇物販売業・特定毒物研究者・毒物劇物業務上取扱者の監視指導を実施します。

(3) 献血推進等

「愛の血液助け合い運動」等を通して献血に対する市民の理解を深めるとともに、血液製剤の安全性の向上と安定供給を確保するため、愛知県や愛知県赤十字血液センター等と協力して、献血の推進を図ります。

白血病、再生不良性貧血等の血液難病の有効な治療法である造血幹細胞移植を推進するため、関係機関と協力して骨髄、末梢血幹細胞及び臍帯血の提供に関する市民の理解を深め、骨髄バンク事業及び臍帯血バンク事業の普及に努めます。また、愛知県赤十字血液センター等の協力を得て、骨髄バンクドナー登録会及び説明会を実施するとともに、骨髄等を提供したドナー及びドナーが勤務している事業所に対して助成金を交付し、移植の負担軽減とドナー登録の推進に努めます。

今日、覚醒剤や大麻、危険ドラッグを始め様々な薬物が乱用され、大きな社会問題となっています。薬物乱用防止を推進するため、薬物相談窓口を設置するとともに、愛知県等関係機関と協力して正しい知識の普及啓発に努めます。

また、いずれの事業も若年者を重点対象とし、各種啓発活動を実施します。

(2) 霊園・斎場管理

1. 霊園・斎場管理

(1) 霊園

八事霊園は、大正3年3月に供用を開始し、その後、人口の増加や隣接市町村の編入により墓地の需要が増大したことから、霊園の拡張及び造成を行ってきました。また、緑区の愛宕霊園は、昭和50年10月から供用開始となりました。

両霊園とも、快適な墓参ができるよう定期的な霊園の清掃、墓参道や階段等への手すりの設置などを進めています。なお、平成18年度以降は、公募による新規使用者の募集を行っています。

<市立霊園の概要>

(令和6年度)

	墓 地 面 積	墓 碑 数	使 用 者 数
八 事 霊 園	271,875 m ²	約50,000基	約20,000人
愛 宕 霊 園	4,473 m ²	約1,200基	約1,200人

(2) 斎場

八事斎場は、大正4年6月に使用を開始し、その後、昭和59年11月に排煙の無煙・無臭化などの改良工事に着手、昭和62年10月に完成しました。以降、火葬炉46基・獣し炉2基を有する斎場として、人体火葬業務及び死亡獣畜焼却業務を実施してまいりましたが、施設の老朽化等に伴う再整備を行うため、令和7年4月より人体火葬業務を稼働停止しております。新斎場は令和10年6月より供用を開始する予定です。

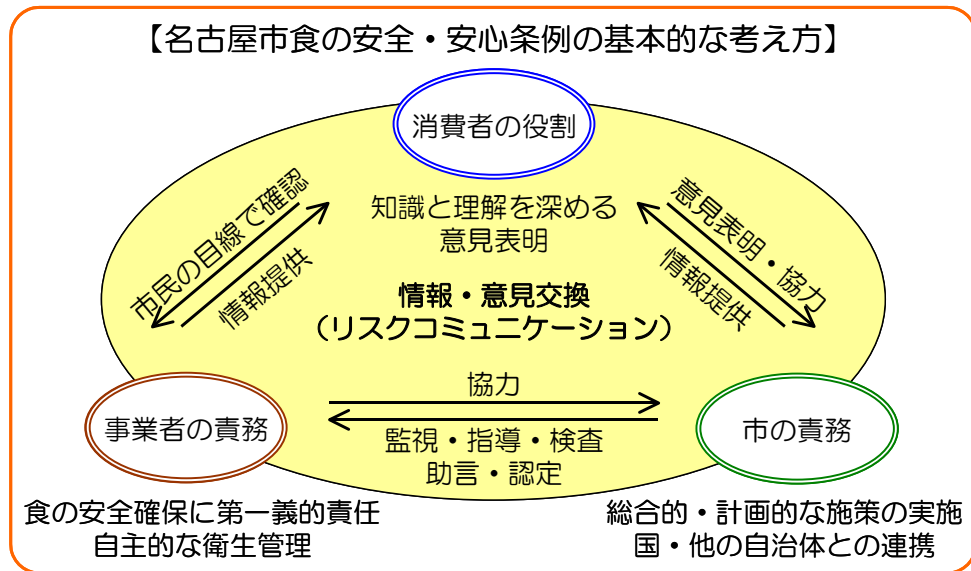
第二斎場は、平成27年3月に完成し、平成27年7月から供用を開始しています。なお、第二斎場は火葬炉30基を有し、人体火葬業務のみを実施しています。

(3) 食品衛生・動物愛護管理

1. 食の安全・安心対策事業

市民の食の安全・安心を確保するために、「名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画 2028」及び「令和8年度名古屋市食品衛生監視指導計画」により、重点的・計画的に事業を実施します。

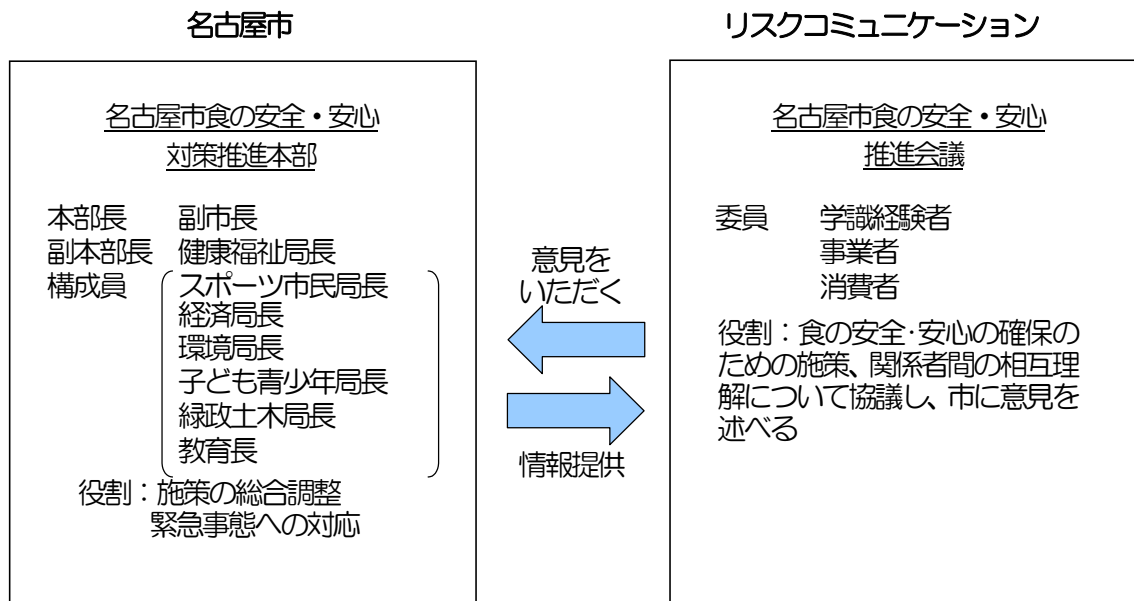
さらに、「名古屋市食の安全・安心条例」の理念により、市、事業者、消費者がそれぞれの立場から、食の安全・安心の確保に向けて共に力をあわせて、市民の健康の保護を図ることを目的とした取組みを進めます。また、消費者、事業者及び市の三者におけるリスクコミュニケーションを推進し、食の安全・安心の確保を目指します。



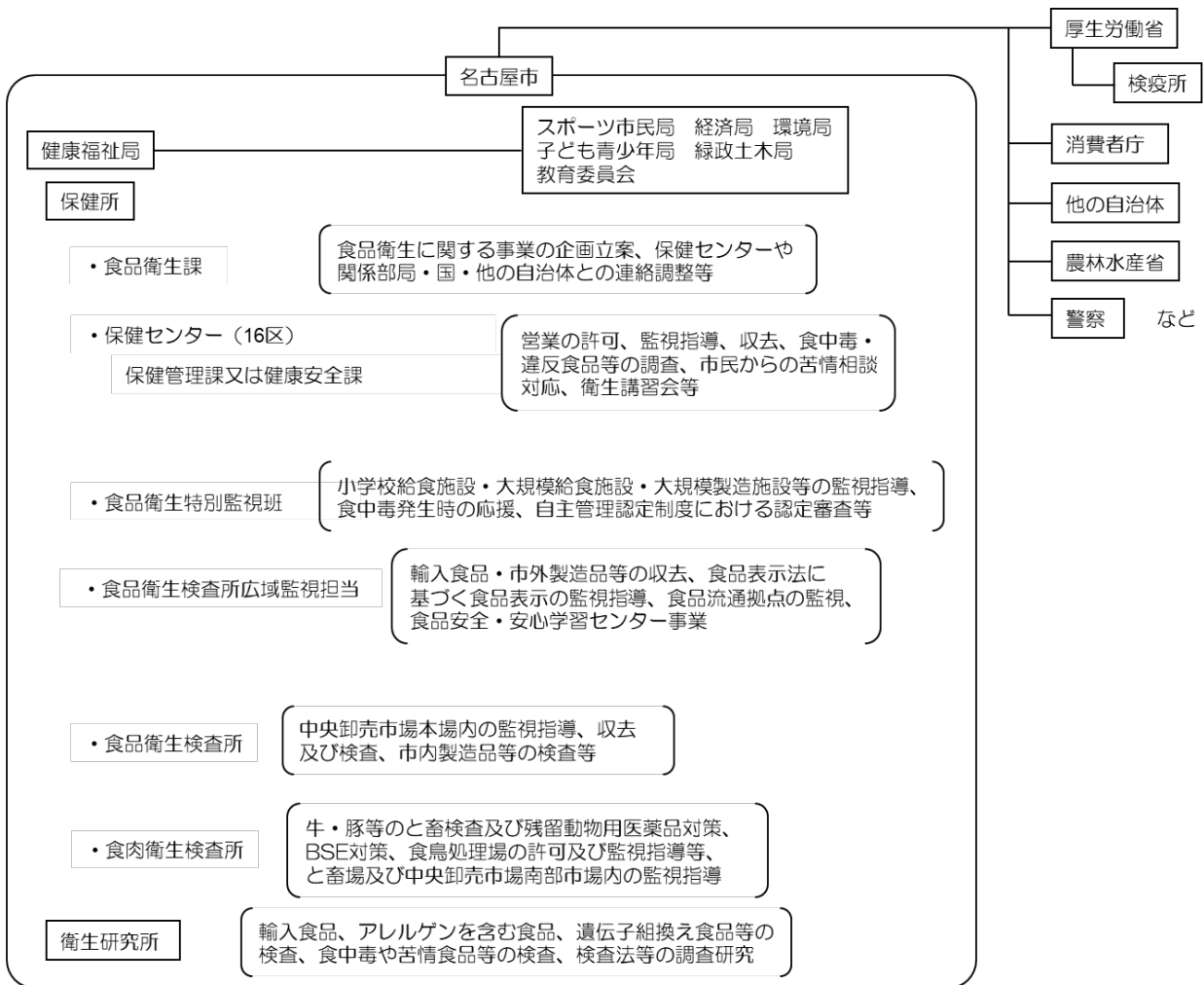
(1) 食の安全・安心の確保のための体制

食の安全・安心の確保のための体制を整備し、連携協力し取り組みます。

① 市の食の安全・安心対策推進体制



② 関係機関との連携協力体制



(2) 主な事業内容

① HACCP に沿った衛生管理の定着の推進

保健センター等による事業所への定期的な立入検査や営業許可の更新の機会において、事業者の衛生管理計画や手順書の内容、記録等の確認及び検証の評価を行うとともに、各事業者の状況に合わせた指導等を実施することで HACCP に沿った衛生管理の定着を図り、食中毒等の危害発生を防止します。

また、新たに営業を開始する事業者等に対しては、引き続き HACCP に沿った衛生管理の導入支援を行います。

② 食中毒防止対策の強化

ア 生又は加熱不十分な食肉による食中毒防止対策

生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店に対し、5 月を「カンピロバクターによる食中毒防止のための監視強化月間」とし、鶏肉の生食等による食中毒発生のリスクやギラン・バレー症候群に関する情報を提供し、鶏肉は中心部まで十分に加熱して提供するように指導します。また、消費者に対しても啓発を重点的に行います。その他、年間を通して牛の生食用食肉や牛レバー・豚肉（内臓を含む）を取扱う施設には、規格基準の遵守等について指導を行います。

イ ノロウイルスによる食中毒防止対策

特に発生が多い11～2月を「食中毒防止対策期間」とし、事業者指導や消費者啓発を重点的に行います。

ウ 寄生虫による食中毒防止対策

生鮮魚介類を取り扱う魚介類販売店や飲食店の事業者に対し、確実な冷凍処理や目視の徹底等について指導を行います。

エ その他の食中毒防止対策

過去の食中毒事例を踏まえ、黄色ブドウ球菌やウェルシュ菌などによる細菌性食中毒についても事業者に対する指導を行います。その他、焼肉店等、客自らが調理を行う形態の施設に対し、食肉を十分に加熱すること、箸

やトング等を使い分けること等について注意喚起を行うよう指導します。また、食肉の安全な調理や喫食のため、低温調理に対する正しい考え方や加熱殺菌の注意点などについて、消費者に対する情報提供を行います。

③ 食の情報バリアフリーに向けた取組みの推進

ア 食の安全に関する知識の普及啓発

食品安全・安心学習センター事業で各種講座等を実施し、幅広い世代の消費者を対象として、食の安全に関して共に考え、理解を深める機会を提供します。また、保健センター等が実施する講習会や各種事業を通じて、家庭での食中毒予防や食品表示の基礎知識等の情報提供を行い、普及啓発を図ります。

イ 食の安全・安心推進会議

学識経験者、消費者、事業者、行政で構成する食の安全・安心推進会議を開催し、食の安全・安心の確保のための施策や関係者の相互理解に関する事項を協議し、市の施策への反映を図ります。

ウ 食の安全・安心フォーラム

食の安全について社会的な問題となったテーマを取り上げて、消費者、事業者、市の三者が情報と意見を交換する場を設け、関係者間の信頼や相互理解を深めるよう努めます。

エ 食の安全・安心モニター制度

消費者の方に食の安全・安心モニターを委嘱し、食の安全について幅広く情報や意見をいただき、市の施策への反映を図ります。

オ 「よい食」ダイヤルによる情報受付

「よい食」ダイヤルを設置し、食品の取り扱いや施設の衛生管理等の食の安全・安心に関する情報や相談を受け付けます。

カ ホームページ、SNS等による情報発信

食の安全に関するポータルサイト「食の安全・安心をめざして（食の安全・安心情報ホームページ）」を公式ウェブサイト内に設け、食の安全に関する情報を提供します。また、LINE（なごや「よい食」インフォメーション）やX（旧Twitter）等により、本市の食の安全に関する情報や学習センターの講座案内等をお知らせします。

・「よい食」ダイヤル（電話・メール）

電話：052-961-4149

メール：a2648@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

・食の安全・安心をめざして（なごや食の安全・安心情報ホームページ）

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/eisei/1014927/index.html>

・LINE（なごや「よい食」インフォメーション）

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/kouhou/1010579/1035005/1035006/1010720.html>（登録用リンク）

・X（旧Twitter）アカウント

@kensa_nagoya（なすこ@食品安全・安心学習センター）

④ 食品等の検査

ア 食品等の検査

市内で製造又は流通する食品等を対象に、収去検査（抜き取り検査）等を実施し、違反食品等の効果的な発見・排除に努めます。

イ 検査項目

細菌検査や添加物検査、残留農薬・動物用医薬品に関する検査、遺伝子組換え食品の検査、アレルギーを含む食品の検査、放射性物質検査などを実施します。

ウ 試験検査の精度管理

試験検査に関する精度管理基準（GLP）に基づき、内部点検や精度管理等を実施し食品等の検査の信頼性を確保します。

⑤ 自主管理の推進

ア 事業者への情報提供

食品衛生責任者講習会や食の安全・安心自主管理講習会、保健センターによる講習会等を通じて、食品等事業者に対し、許可・届出制度やHACCPに沿った衛生管理、フグの取扱い規制等に関する情報等を提供し、事業者自らが実施する衛生管理の向上を推進します。

イ 制度に関する指導等

食品等の自主回収（リコール）情報報告制度や、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について、制度の対象となる事業者に対して必要な周知、指導又は助言を行います。

ウ 自主管理認定制度

食の安全・安心条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取り組みを行っている施設を認定し、市民への公表を行います。

<令和6年度 事業実績>

食品営業施設	要許可施設数	43,847 施設
	要届出施設数	17,916 施設
監視指導	延監視指導件数	39,827 件
食中毒発生状況（令和7年）	発生件数	18 件
	患者数	474 名
食品衛生関係苦情	届出件数	1,626 件
収去検査	実施項目数	93,617 件
違反・不適食品	発見項目数	20 件
と畜検査	検査頭数	217,292 頭
食品衛生責任者講習会	受講者数	6,275 名
意見交換・情報提供・啓発	食の安全・安心モニター人数	活動モニター：39 名 意見モニター：260 名
	安全・安心学習センター事業	95 回、3,180 名
	講習会（消費者向け）	262 回、3,447 名
	講習会（営業者向け）	138 回、4,062 名

2. 狂犬病予防、動物の愛護・管理及び化製場等対策事業

主な対策

(1) 狂犬病予防対策

① 犬の登録及び狂犬病予防注射実施の指導・啓発

犬の飼主に対し、通知はがきや広報等により犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底及び鑑札・注射済票の装着について指導・啓発を行います。また、飼犬の死亡・所在地変更等を確認し、適正な原簿管理を行います。

② 狂犬病予防集合注射の実施

犬の登録と狂犬病予防注射を効率よく実施するため、市内各所に会場を設定し、集合注射を行います。

③ 野犬及び飼犬の危害防止対策

野犬等の捕獲、抑留を行います。

また、危害防止のため犬の飼主への適正飼養の指導や飼主以外への犬との正しい接し方の啓発を行い、事故等の発生を未然に防ぎます。



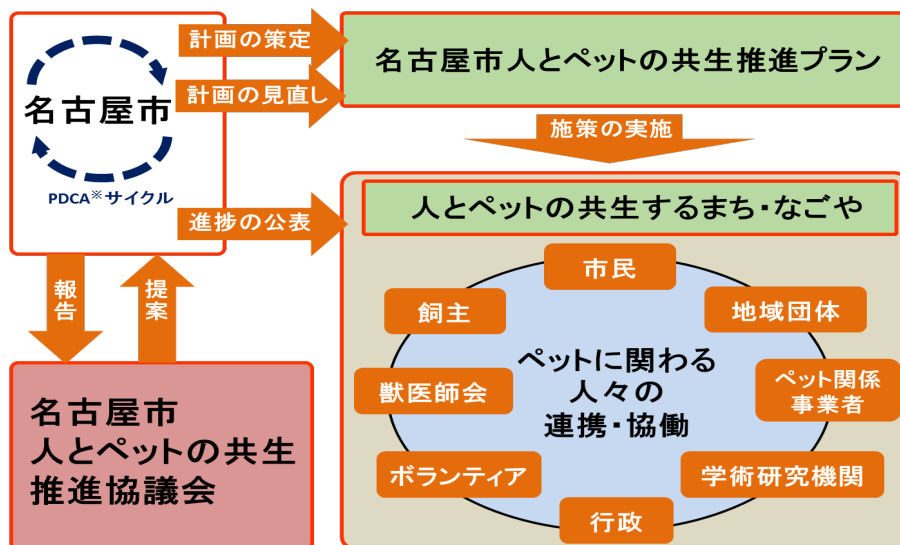
(2) 動物愛護と適正飼養

① 人とペットの共生に向けた取り組み

「名古屋市人とペットの共生推進プラン」に沿って、人とペットの共生するまち・なごやの実現を目指して総

合的かつ計画的に事業を実施します。学識経験者、地元獣医師会、関係事業者団体、関連ボランティアなどを構成員とする「名古屋市人とペットの共生推進協議会」において、人とペットの共生に向けた事項に関し、市長からの諮問に対する答申、意見の具申、計画の進捗状況の報告に基づく計画及び施策の見直しなどについての提案を受けます。

＜計画の推進体制と進行管理のイメージ図＞



※ 計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の繰り返しによるマネジメントサイクル

② 動物愛護・適正飼養の普及啓発・指導

動物を愛護する心を育てるとともに、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害を防止するため、適正飼養の推進、動物愛護週間行事、避妊・去勢手術費用の補助、所有明示の推進（マイクロチップ装着の補助）、地域活動の支援（市民との協働によるペットと暮らすきれいなまちづくり運動及び地域が猫と共存するための活動の支援）、動物愛護センターにおける動物愛護管理事業等を行います。

また、委嘱した動物愛護推進員との協働による適正飼養の普及啓発を行います。

③ 猫対策

飼主による不適切な飼養や飼主のいない猫に起因する危害や迷惑の発生を防止するため、飼猫については完全室内飼育・所有明示の推進等の指導啓発を行います。

また、人とペットの共生サポートセンターでは、ガイドラインに沿って飼主のない猫を適正に管理する市民や地域に対し、避妊去勢手術費用等の支援や助言を行います。

④ 犬猫の引取り、自活不能猫・負傷動物の収容

遺棄等の防止を図るため、やむを得ず飼えなくなった犬猫を引取るとともに、動物愛護の観点から、自活不能猫を保護収容します。また、病気又は負傷した動物に治療の機会を確保するため、負傷した動物を収容します。

人とペットの共生サポートセンターでは、やむを得ず飼えなくなった犬猫の新たな飼主探しの支援を行います。

⑤ 収容動物の返還・譲渡等

収容した動物については、飼主への返還、飼養を希望する者への譲渡、動物愛護精神の普及啓発を目的としての飼養又は殺処分のいずれかを行います。

⑥ 失踪動物の問い合わせ対応

収容した飼主不明の動物の情報をホームページに掲載するほか、失踪保護動物情報管理システムを活用し、迷い犬猫等の早期発見・返還に努めます。

⑦ 災害時におけるペット対策

災害発生時に迅速に対応するため、必要な調整を行います。

また、災害発生時には犬や特定動物による危害の防止及び被災動物の救護に努めます。

⑧ 特定動物飼養者への指導

特定動物の飼養者に対し、危害防止及び適正飼養の指導を行います。また、特定動物の逃走事故があった場合には、関係機関と連携し危害防止に努めます。

⑨ 動物取扱業者への監視指導

ペットショップ等の動物取扱業者に対し、動物の適正飼養、施設の適切な管理等について指導を行います。

(3) 人獣共通感染症対策

人獣共通感染症の発生を予防するため、啓発等に努めます。また、感染症発生時には、まん延を防止し市民の健康と安全を確保するため、迅速かつ的確な情報収集、関係機関との連絡調整及び感染源の究明を行います。

(4) 化製場等対策

化製場、死亡獣畜取扱場、指定地域の畜舎・家禽舎及び動物処理場に対し、悪臭・衛生害虫等による周辺的环境衛生の悪化を防止するため、監視指導を行います。

<事業実績>

	狂犬病予防 注射済票 交付数	犬				猫			
		捕獲 頭数	引取り 頭数	譲渡 頭数	殺処分 頭数 ※	引取り 頭数	自活不能猫の 収容頭数	譲渡 頭数	殺処分 頭数 ※
令和4年度	78,884	43	19	34	0	367	460	735	25
令和5年度	78,112	39	21	30	0	242	493	709	20
令和6年度	78,694	52	32	45	0	293	380	539	22

※収容中死亡を含まない